

第20期新宿区社会教育委員の会議 第2回定例会 議事要旨

日時 平成28年5月20日（金）
場所 教育センター6階 小研修室A
出席者 笹井議長、中村副議長、白倉委員、大友委員、高山委員、鈴木委員、鶴巻委員、藤後委員
説明者 子ども総合センター総合相談係長、子ども総合センター総合相談係主査
事務局 担当係長、担当主事

1 開会のあいさつ

○議長 おはようございます。

第2回目の新宿区社会教育委員の会議を開きたいと思います。

19期の報告を具体化していくことが今期の主目的で、19期で話題にあがったところを取り上げて議論して、より具体的な施策として実現できればと考えているところであります。

まず、きょうの配付資料につきまして事務局からお願いします。

2 配付資料について

事務局より配付資料の確認

3 議事

○議長 それでは、議事に移ります。

行政にはいろいろなセクションがありますが、我々は社会教育の立場、あるいは、教育支援課の立場で連携協力できるようなところがあれば一緒にすることで、子どもへのサポートがより充実できるのではないかと。あるいは、足りないところをお互い補い合って子どもの成長にとってプラスになるのではないかと。そのような考えで、今期は幾つか話題を取り上げて、その都度その都度議論をしていこうと考えております。

きょうは、困難を抱えている子どもという中でも、今問題になっています子どもの貧困の問題について議論していきたいと思っております。まず、新宿区の取り組みについて事務局からお願いします。

○事務局 お手元の資料、新宿区の子どもの貧困対策への取り組みをご覧ください。新宿区では「子どもの貧困対策検討連絡会議」を開催しています。それぞれどういうところでどういう活動をしているかの一覧がついております。きょうの資料は全てホームページに掲載してございます。教育の支援に関連するところといたしましては、スクール・コーディネーターや地域協働学校、また、入学前プログラムといったような、地域家庭教育係で行っている部分につきましても、子どもの貧困対策に資する区の事業として上げております。

また、区の事業のもとになっておりますのが、政府における子どもの貧困対策の充実ということになります。国から重点施策ということで、分類項目が示されましたので、その項目に合わせて新宿区の事業が分類されております。新宿区の特徴としては、この分類項目の中に国際社会への対応という項目を足しております。

このような形で、私どもの事業につきましても、この対策の一部を担う事業ということで位置づけておりますので、ぜひご議論いただければと思います。

○議長 ありがとうございます。

今ざっと新宿区における貧困対策の話をしていただきましたが、もし何か今のところで質問等ございましたら、後ほどまとめて質疑応答したいと思います。

それでは、本日は新宿区の現状についてお話を伺うということで、子ども総合センターからお二人の職員の方に来ていただいております。よろしくお願い申し上げます。

○子ども総合センター総合相談係長 子ども総合センター総合相談係長です。よろしくお願いいたします。

先ほど子どもの貧困対策ということでお話がありましたが、新宿区では、子どもの貧困と言ったときに経済面のことだけに限らず、お子さんの発達を阻害する全てのものを貧困と捉えるという捉え方をしております。ですから先ほどの表についても、本当にあらゆる施策が入っていますが、これは今まで行っていたものをまとめたもので、特に新たに行ったということではない表になっています。

子ども総合センター、子ども家庭支援センターにつきましては、何かしらの困難を抱えている、何かしらの課題がある方がつながってきているので、全てが子どもの貧困対策を担っていると思いつつながら、毎日相談を受けています。

お配りした資料ですが、1番目として、具体的にどのような相談があるのかということをご案内させていただきました。

まず虐待相談ですが、ご本人からの相談というのは余りありません。やはり関係機関等からの相談が多くて、そこが発端になってこちらがかかわりを進めていくという事例が大変多くなっております。

東京都と区市町村の間で東京ルールという、虐待の通告を受けたら48時間以内に必ず児童の安全を確認しなければならないという決まりがあります。虐待のご相談をいただいた場合には、必ず子ども家庭支援センターの職員が出向く、どうしても行けないときには学校の先生方に安全を確認していただいて、その後に子ども家庭支援センターの職員がもう一度確認に行くという形で、お子さんを実際に見て安全を確認するということをやっております。

最近多いのが、警察からの情報提供です。例えば110番通報等で家庭を訪問したときに、これまでは夫婦げんかだったらそれは家庭の問題ですからということでそのままお帰りになることが多かったのですが、今は夫婦げんかの目撃も子どもに悪い影響を与えるということで、そういう場合でも子ども家庭支援センターに連絡が来るようになっていて、警察からの情報提供が多くなっているというのが現状です。

次に養護相談については、数でいうと虐待相談よりもかなり多いです。虐待とまでは言えないけれども、養育をしていくのにかなり困難を抱えているご家庭に支援をしております。私たちが持っているサービスを駆使して、私たちの持っていないサービスについては、ほかのところを持っているサービスも把握しておりますので、お子さんのためになるようにコーディネートして使わせていただいております。

ですから、私たちが調整機関として、他部署の皆さんと連携しながらやっていくという形をとっております。

養護相談の中に特定妊婦というものがありますが、これも何年か前までは余り私たちが取り扱っていなかった例です。特定妊婦は、妊娠の時期から課題を抱えている妊婦さんについて、出産の前から主に保健師と連携しながら対応をして、生まれたらすぐこちらでもサービス等に入れられるように準備をしていきます。この例もとても多くなっておりまして、特定妊婦の中には出産したらすぐに乳児院に預ける方もいますが、地域で育てていくという選択をされた方には最大限サービスを入れて、子どもの安全が脅かされないように私たちは見守っていくという形をとっております。

そして、保健相談、障害相談につきましては、特に大きな問題がない家庭における保健や障害に特化した相談をカウントしているのです。数としては少なくなっております。ですから、虐待相談や養護相談の中に障害を持ったお子さんも多く含まれているという形になっています。

非行相談につきましても、非行に特化したものだけをカウントしておりますので、家庭にかなりの問題があって非行が起こっているというケースについては虐待、または養護相談でカウントしております。

次は、育成相談で、これは数がとても多くなっております。例えば、授乳や離乳食の相談といったものから、お子さんが園でけんかして困るといった相談、学校に上がると不登校の相談も入ってきます。一時保育に預けたいとか、産後に家事のヘルパーを派遣してほしいとか、そういうものも入っているので、育成相談はかなり数が多くなっています。

その他の相談ですが、例えば児童相談所や警察に虐待等の連絡が入った際、それが誰か特定ができないときに、住民記録を調べてくださいという照会が来ますが、そういったものがその他相談に入っています。その後、虐待や養護相談としてこちらが取り扱っていかなくてはいけないという判断がされたときには、改めて虐待相談、養護相談のほうでカウントし、継続した支援をしていくことになっております。

資料の2番目です。要支援家庭に対する事業ということで、主に子ども総合センターの予算で持っているものを挙げましたが、これらを駆使してお子さんの健やかな成長のために支援を惜しまず入れています。

その中で、19期ではお話ししなかった新しい事業があるので、それだけご紹介させていただきます。

1番目の「子どもショートステイ」は、入院や出産といった一般的な理由でお子さんを見ることが1週間程度できなくなった場合にお預かりする制度ですが、その次の「要支援家庭を対象とした子どもショートステイ」というものが新しい事業として始まりました。これは、私たちが支援していく中で、今この時期はお子さんと保護者が一定期間離れたほうがよく、その間に例えばお母さんの精神的な病気の治療をする必要があるというようなときに、区の判断でお子さんを乳児院に預かっていただいて、その間に保護者の支援をしたり、お子さんの状況を把握したりする新しい制度です。これは2週間までお預かりする制度になっています。

新しく始まったばかりで、まだ1例のみです。1日に1枠しかありませんが、今後も活用していく制度になると思います。

3番目の「トワイライトステイ」は、夜17時から20時のみお預かりするという制度です。新宿の場合、ファミリーサポートセンターという制度が大変充実していたために、これまで実施していませんでした。しかし、ファミリーサポートセンターは減免制度がない個人契約です

ので、区としても減免制度を入れて、なるべく利用者がお金をかけずに預けられるよう、トワイライトステイを今年度から始めています。この1年をかけて軌道に乗せていきたいと思っております。

それから、7番目の「小学校低学年を対象とした学習支援」です。お子さんが学校の授業についていけない場合、中学生になってからではもうかなり自己肯定感も低くなってしまっていますし、勉強が追いつくのに時間もかかり過ぎてしまいます。これは何年も前から準備をしていたのですが、今回、国でも子どもの貧困対策がクローズアップされたこともあり、ようやく今年度から子ども総合センターの事業として子ども家庭支援センター2カ所を含め3カ所で始めました。塾に行けるような経済的基盤がないご家庭であって、学習机もない、また、お母さんが宿題をしなさいと声もかけられないようなご家庭が対象です。私たちが相談を受けていて、この学習支援を入れたほうが良いと判断した人にお声をおかけして、週1回来ていただいて、1時間の支援で学習習慣をつけます。その間は、ボランティアさんが対応して自己肯定感を高めていただけるように取り組んでいます。

その次の「中学生を対象とした学習支援」ですが、これは生活保護の方等を対象に始まっていた制度なのですが、今年度から、その中に子ども家庭支援センター枠というものをつくっていただいて、生活保護ではなくても必要なご家庭はたくさんあるので、そういう方をこちらで推薦して受けていただけるようになりました。

私から概要をお話しいたしましたので、ここからは、主査から少し具体的な話をさせていただきます。

○子ども総合センター総合相談係主査 子ども総合センター総合相談係主査です。よろしくお願いいたします。

では、実際にそういった要支援家庭があった場合にどうサポートしているかを簡単にご説明させていただきます。

比較的相談が多いのは養護相談です。保護者が病気を抱えている等課題があるご家庭で、お子さんの養育にも手が届かないという場合の相談が、学校や保育園、保健センター等からあります。保護者の生きづらさが子育てに反映してしまいますので、どの辺がご家庭の課題で、どのような支援を入れることが必要か、お話を聞かせていただく中でケースワークしていきます。

例えば経済的な部分が足りていなかったと分れば、生活福祉課へつなぐなど、他に届いていない手当がないか、済んでいない手続きはないか等について一緒に考えていきます。

また、ご病気でしたら、保健師さんから、病院に通うことで保護者自身が楽になって、子どもと向き合うことも楽になりますよという提案するなどの支援をしています。

先ほど、ショートステイや一時保育をご説明しましたが、そういった制度を入れることで、育児に疲弊されている方が、少しの時間お子さんと離れることですぐリフレッシュされて、子どもと向き合う時間が楽になるということもあります。そうした提案をするなどして、このご家庭に何が一番よいかを一緒に考えているのが養護相談です。

2番目に多いのが虐待相談です。虐待相談については緊急にお子さんの安否の確認が必要になります。通告があったところに行ってみたら、実は断乳でお母さんが頑張っているところだったとか、虐待が非該当であることも多々ありますが、お子さんのあざの状態が命にかかわるような重篤なケースだったということもあります。ですから、虐待相談が入りましたら、チー

ムの手を止めて、職員みんなで通告が入った内容を一気に調査し、緊急に対応を決めるようにしております。

最後の表は、虐待の気づきから支援までのフローチャートです。子ども総合センターでつくっている「虐待防止ネットワークマニュアル」からのコピーです。関係各機関の皆様にも、こういったものが虐待の気づきなのかを理解していただけるような内容も盛り込んでいます。

例えば学校等からお子さんに傷、あざがあるというご連絡があったときには、相談先は都の児童相談センターでも区の子ども家庭支援センターでもどちらでもよいことにはなっておりますが、一義的窓口は市区町村、子ども総合センター、子ども家庭支援センターとなっております。関係機関はまずこちらに連絡することを周知しています。

相談を受けると、傷、あざの状態ですとか、そのご家庭の背景を急いで調査し、都との連携が必要かどうか急いで精査します。

こちらにご相談いただいたらすぐに、緊急受理会議を所内で行い、ご家庭の背景、そのお子さんがどこに所属していて、こういったお子さんなのかを調査します。例えば、学校等に連絡し、お子さんの日頃の状況、普段から転びやすく自分であざをつくりやすい子なのか、以前からそういった相談があったか、親子関係で課題があると学校でも感じていたかどうかなどのお話を伺い、虐待のリスクはどれくらいなのかを急いで測ります。

同時に、例えばご家庭の就労状態ですとか、ご家族にご病気の方がいらっしゃるか、こういった背景があるかということも急いで調査します。そして、家庭訪問をして、お子さんを保護した上で調査をしないとお子さんの安全が確保できないと判断した場合には、東京都の児童相談センターと急いで連携し、一時保護を求める要請を区からする形をとっております。

家庭訪問をした中で、お母さま、お父さまが、虐待を疑うのかと気分を害されたり、疑われたことで泣いてしまわれたりということもあります。学校や保育園等に通われている場合は、その後、保護者からご相談があったときは丁寧に応じていただきたいとか、次の日にお子さんの傷、あざがふえていないか見ていただきたいとか、お子さんが落ち込んでいないかとか、幾つか観点がありますので、その辺のフォローをお願いしています。

その上で家庭に訪問し、一番よいのはご家庭と相談援助関係ができることです。虐待になるに当たっては、それはどのご家庭でも起こり得ることで、何かに行き詰まってそういった形でしかお子さんとかかわれなくなっているという背景があります。ですから、私どもは責め寄るのではなくて、こういった課題をどう解決すればいいかを一緒に考えたいのだということをしり強く説得し、ご家庭と相談援助関係を築きながらやっていきます。

それと同時に関係機関と連携して、私どもだけではできないことを含めて、誰がこういった形で支援をしていくかを、会議等で方針を決めています。

児童福祉法にのっとり、要保護児童対策地域協議会でお子さんの福祉を守るために速やかに情報を共有して協議をします。これは、虐待を訴えられないお子さんが多いですので、ご家族に知らせずに家庭背景を急いで調査して連携をするといった形をとることが法律で決められています。

新宿区では、新宿区子ども家庭・若者サポートネットワークを資料にあるような形でやっております。この代表者会議も子ども総合センターが事務局をしております。その中で情報共有をし、みんなで支援していく形をとっています。

支援により改善に向かうものもあれば、課題解決に時間を要するものもありまして、何年も支援していくご家庭もございます。そういった中で、どのご家庭をどういった形で支援するかということも丁寧に経過をみて協議しています。

簡単ではございますけれども、説明とさせていただきます。

○議長 どうも、ありがとうございました。

19期にどういう施策があるか一度お聞きしたことがありましたが、今日はもう少し現場に近い形で、どういう親御さん、お子さんがいらして、どういう話をしているのかなどを中心に話を聞かせていただきました。

質疑応答と意見交換という時間がありますが、初めに、事実関係について、もう少し詳しくお聞きしたい点などがありましたら、お聞きになっていただければと思います。

○委員 48時間ルールのお話がありましたが、その後のサポートネットワークによる連携等全て解決するまでは、事例によって一回で終わることではなく時間がかかると思うのですが、連携の最初の段階までは、どれぐらいでスピード感でしょうか。

○子ども総合センター総合相談係主査 会議の日程調整は、実はもっと後でして、日ごろから電話等で連携しています。ですから、サポートネットワークと書いてありますけれども、虐待通告を受けたその時点で学校に内容を伝えます。相談内容を外に伝えるということは、個人情報で守秘義務もありますから基本的にはしてはいけないことではあるのですが、先ほど申しましたように、要保護児童対策地域協議会の中ではそうした垣根を越えてもお子さんの福祉を守るためにお互い情報を出し合って、外には漏らさない約束の中で教え合うということが決まっています。通告をいただくとすぐにいろいろな関係機関にみんなで手分けして電話をして、そのご家庭がどうなっているかを聞くのです。そこからすでにサポートネットワークは始まっていると認識しております。

○子ども総合センター総合相談係長 虐待の重篤度によってスピードはかなり変わってきます。本当に危険という場合は、一時保護は本人の同意がなくてもできるので、その場で児相さんに連れて行ってもらうというような例もあるぐらいのスピード感です。一方、本当に長く支援をしながら盛り立てていく形のケースがあったりもします。

○委員 重篤ではないケースの通報があった場合でも、個人情報はかなり共有されるものですか。

○子ども総合センター総合相談係主査 はい。虐待を隠される方もいらっしゃるので、重篤か重篤でないかを含めて全部調査した上で判断します。そういった意味ではすぐにネットワークの中で調査します。

○委員 その調査の内容というのは、例えば関係機関、保育園、学校、保健センター、収入面等の生活保護を受けているかどうかというようなことでしょうか。

○子ども総合センター総合相談係主査 そうです。他には、民生児童委員さんには、そのご家庭でご相談を受けたことがあるか、いつも泣き声が聞こえているようなことがあるかなどをお聞きすることがあります。ご本人には調査をしていることは言いませんので、私どもはそういった大事な情報を扱っていると認識しております。

調査しているときに知った情報を他の機関に伝える場合は必要最小限にしています。要保護児童対策地域協議会は、子どもの福祉に関係ない部分は言ってはいけないという決まりもありますので、その辺は取り扱いに注意しながらやっています。

- 議長 学校から問い合わせがあるケースはあるのですか。
- 子ども総合センター総合相談係主査 結構あります。例えば学校としてこのお子さんに課題を持っているのだけれども、こちらに相談に来たことがありますか、という内容の問い合わせもあります。
- 子ども総合センター総合相談係長 家庭の状況が学校ではなかなか把握しづらいということがあって、私たちのほうがかかわっていれば知っている情報がとても多いので聞いてこられるのです。それで、学校での問題の背景がわかるということになると思います。
- 委員 安全確認のことですが、どんな事例に関しても事後調査をした後に安全であるかどうかの判断をするということですか。
- 子ども総合センター総合相談係主査 そうです。訪問の際は、お母さんの表情や母子の愛着関係、家の中の様子も見ながらお話を伺っています。また、保健センターや民生委員さんから周辺情報も聞いて、その家庭が問題ないとなれば虐待非該当となるのですが、本人との話に食い違いがあれば、私たちも次につながるような面接の終わり方にするよう気を付けたりします。周辺の皆さんにも注意深く見ていただいて、いつでも状態の変化が共有し合えるような土壌をつくりながら様子を見ていくことをしています。
- 子ども総合センター総合相談係長 必ず2人で訪問し、1人の者の判断ではなくて、複数で確認するということをやっています。
- 委員 虐待もいろいろなケースがあると思います。例えば、継父が暴力を振るうケースなどが事件化されることが多いかと思います。いろいろな傾向があると思いますが、一番多い傾向としてはどういったケースでしょうか。
- 子ども総合センター総合相談係主査 統計ではやはり虐待主は実母が多いです。しかし、今おっしゃったようにステップファミリーはすごくリスクが上がります。統計上実母が多いというのは家族の中で実母の数が多いということがあります。ステップファミリーは数が少ないから統計で上がってきませんが、やはり我が子ではないお子さんを養育していかなければならないという感情の中で、しつけをしななければならないという重圧がありますから、そういった意味ではステップファミリーのリスクが高いというのはおっしゃるとおりです。
- 子ども総合センター総合相談係長 お母さんもパートナーから捨てられたくないの、なかなか子どもを守ることができないという傾向にあたりもしますから、私たちも特に注意深く見ていかななくてはけません。
- 子ども総合センター総合相談係主査 養父になっていけば、婚姻関係や、養子になっているという責任がまだありますけれども、例えばパートナーという関係で家庭に入っている場合は、さらにリスクが高まっていると思います。それは、自分の親が我が子に愛情を注ぐ部分だけではなく、恋人として目がパートナーに向かっているということで、子どもに気持ちが全面的に向いているご家庭とはまた違うという意味では、さらにリスクが高まっていると思っています。そういった方は私たちのケースとしても多いです。

統計上、数は少ないかもしれませんが、私たちはリスクキーだと思っていて、お子さんの言動を注意深く見るように学校にも協力をいただいて、時にはスクールカウンセラーさんの面接によりお子さんのフォローをお願いしています。

また、新宿ならではのケースとして、外国籍の方の場合は、虐待も文化の違いで、うちの国

では当たり前、日本は緩いという主張をされる方も多いです。私たちも日本では児童福祉法が改正されたことや、国の問題ではないと認識していると、粘り強く話すようにしています。

○委員 シングルマザーのケースなどはどうでしょう。

○子ども総合センター総合相談係主査 おっしゃるとおりシングルはリスクが上がっています。やはり、1人で家計を支え子育てもして自分自身の健康も保つというのは、疲弊する要因の1つです。親族などがお近くにいれば手助けしていただけるのですけれども、母子だけでDVで逃げてきたというような方が多いのは確かです。DVから逃げてきている方はご自身も傷ついていますので、ご自身でも課題を抱えていらっしゃるわけです。

○委員 二千四百三十数件の相談があって、これはどれぐらいの規模の方が対応していらっしゃるのですか。

○子ども総合センター総合相談係長 子ども総合センターが1カ所と子ども家庭支援センターが4カ所の計5カ所で地域を分担して対応しています。4カ所の子ども家庭支援センターについては、相談員が4名ずつおります。子ども総合センターは6名の相談員の外、専門職として、保健師、虐待対策コーディネーター・心理指導員がおり、区全体のケースにかかわっております。ほかの区に比べるとかなり充実しています。

○委員 区の他部署と連携をとるようなことはあるのですか。

○子ども総合センター総合相談係長 教育委員会や健康部ともかなり連携しております。

○議長 いわゆるカウンセリングのような仕事をされる方は女性が多いのですか。

○子ども総合センター総合相談係主査 カウンセリングではありませんが、新宿区の場合はそうですね。各センターの4人のワーカーのうち1人が男性で、3人が女性という形です。母子相談から虐待予防に取り組むことが多いので、お父さんの相談もあるのですが、やはり家庭にまつわる相談はお母さんの相談がどうしてもまだ今の日本は多く、相談員は女性が多いかもしれないですね。

○副議長 先ほど情報の共有で情報が他所に漏れないようにしているというお話がありました。私は民生委員を22年やらせていただいておりますが、以前ネグレクトのケースで、児相から様子を見に行ってもらいたいという依頼があり、夜中の12時ぐらいに何日か見守りに行ったことがあります。民生委員には守秘義務が課せられておりますので、私たちの口からは漏れるということはないと思います。

○子ども総合センター総合相談係長 関係機関との情報共有のことでクレームをされる保護者もいますので、最近では以前よりもかなり大変になっています。

○子ども総合センター総合相談係主査 ネグレクトは、そこに人が住んでいるのかどうか、お子さん自体がいるのか、何時に電気がついて何時に洗濯物が干してあるかという情報がすごく大切で、私たちは夜間などの確認ができませんので、ご近所にお住まいの民生委員さん、主任児童委員さんには本当に今もたくさんご協力いただいております。

○子ども総合センター総合相談係長 オートロックの建物が増え、以前に比べて見守りもしにくくなってきました。個室化が進み、お願いしてもなかなか見守りが大変だというお声をいただいたりすることがありますが、本当に感謝しております。

○議長 質疑応答をしてきましたけれども、社会教育委員の会議としては、困難を抱えているお子さん、あるいは、それをケアしている子ども総合センターに何かご協力できる場所があれ

ばと考えています。特に連携協力とか協働という観点で、どういう点が協力できるのかできないのかということ少し議論ができればと思います。

皆さん、ご意見があればおっしゃってください。

○委員 小学校は日ごろから一番お世話になっています。本当にいろいろなケースがあり、1人の子どものためにいろいろな会議を開き、一番よい方法を見つけ出し学校も日ごろの教育指導に生かしています。各学校では心配なお子さんを何人も抱えておりますので、本当に日ごろからの連携はかなり多くて、子ども家庭支援センターの方の負担がすごく多いのではないかと思っています。今、子ども家庭支援センターは4名体制とおっしゃいましたが、お一人の抱えている件数はかなり多いのではないのでしょうか。

○子ども総合センター総合相談係主査 変動しますが1名で約30から50件です。

○委員 小学校としては、子ども家庭支援センターの方にもっと話したいのですが、いろいろなケースを抱えているために連携が不十分になってしまう面もあると思うのです。

○子ども総合センター総合相談係長 私たちも所内の会議の中で、漏れがないように互いに気を付けていますが、今すぐに動く必要があるケースを抱えていると、比較的落ち着いているケースについては少し待ってもらう形にもなります。

○子ども総合センター総合相談係主査 連携のお話をいただきましたが、学校は学校教育という本筋の仕事がある中で、私たちは子どもの福祉の部分で一緒に取り組ませていただいています。学校が家庭ではできない集団の中で子どもを伸ばす教育をしている中で、さらに子どもをどうするかという私たちの仕事の部分にも努力していただいているのは本当に感謝しかありません。

私たちも関係のよいご家庭だけではなく、むしろ関係が悪いご家庭のほうが多いぐらいですから、学校などでお子さんを見ていただくことをお願いせざるを得ない状況です。私たちが関係機関から情報を集めて、学校に知っていただいた上でお子さんの安全を守り発達を促していただくという、そういう連携をとらせていただいているのが現状です。

○委員 さまざまな連携をとって頑張っていただいているところですが、連携がとりにくいとか、うまく話が進んでいかないといったことはありますか。

○子ども総合センター総合相談係長 個々のケースではあるかもしれませんが、新宿区では平成12年に子ども家庭支援センターができ、平成15年ころから地域のネットワークに力を入れ始めました。当初は守秘義務を理由に情報を得られなかったりしましたが、ネットワークを大事にして会議を重ねたり、関係機関によくご説明したりしたことで、全体的にはとてもご理解をいただいているという実感をもっています。連携を拒否されるようなことはありません。

○子ども総合センター総合相談係主査 全体的には情報共有はできていますが、連携が難しい部分は、各機関それぞれ専門分野があるので、そのご家庭に対してそれぞれの見方があるという点です。例えば、そのお子さんの状態がネグレクトだから保護を求めべきだという意見がある一方で、別の専門分野から見ると今の状態では保護してもお子さんが傷つくだけだとか、そういう相違、温度差はもちろんあります。しかし、それが当然だと思いますので、それぞれの分野の目で見ても、意見をぶつけ合うのが会議であって、連携が難しいと思ったら出向いて直接お話をしたり、急いで会議をしましょうと提案したりすることは実際あります。

○議長 今の件に関連して、問題が起こったとき、あるいは起こりそうなときに会議をするのか、

あるいは定期的な会議の中に学校がメンバーとして入っているのか、その点はのでしょうか。

○**子ども総合センター総合相談係長** サポートチーム会議は個別なので、そのお子さんとご家庭について課題があったときに関係機関を招集するという個別検討会議です。学校とは日ごろからすぐ連絡を取り合っています。

○**子ども総合センター総合相談係主査** 定期的にこのケースについて次は何月に会議をしましょうと決めることもありますが、役割分担や方針を決めていたにもかかわらず、事態が変わってこのままでは難しいとなったときには、定例を待たずに皆さんにお時間をつくっていただいて会議を開くこともあります。

○**委員** サポート体制や仕組みを伺うと、とても素晴らしくて、これがあれば重大な問題は起きないのではないかとも思うのですが、そうではない現実を考えると、やはり人員が足りないことが大きな問題ではないかと思います。仕組みはしっかりできていて、そこに人員がふえればもっと円滑に進むのではないかという気がしますが、なかなか行政としては難しいのでしょうか。

○**議長** 社会教育の観点からは、やはりもっと人がふえたほうがよろしいということは言えると思います。

○**副議長** 以前に比べてはふえているのですよね。

○**子ども総合センター総合相談係長** そうです。平成12年に子ども家庭支援センターができたときには、区の常勤の相談員はいなかったのです。最初に1名の常勤がつき、そこから2名、3名とふえていきました。関係機関とのネットワークを広げていくのと同時に相談もふえてくるわけですから、子ども家庭支援センター自体をふやして今5カ所になったという流れがあります。

初めは1カ所だけで区全体を担当しようとしていたわけですがけれども、そのネットワークのおかげでどんどん相談数がふえていき、それに十分対応するために計画的に増設されたので、他区と比べればよい状況です。

○**子ども総合センター総合相談係主査** 他区は何とか死亡事例を出さないようにしているところかもしれないですね。そういった意味では、私たちは養護相談から虐待にならないように予防に取り組めるので、人員が少ないと思われるかもしれませんが、他区よりはよいかもしれないです。

○**委員** 予防はすごく重要だと思っているのですが、新宿区の方たちがこれほどのネットワークをつくっていただいているのを伺っただけでもすごく安心する内容の話でした。今、教育、福祉分野ではかなりネットワークをつくってくださっていると思うのですがけれども、就労面ではどうなのかなというところを感じました。

この資料にあるのは全国区のものだと思いますけれども、ひとり親家庭の母親の就業率80%のうち非正規が47%というような点であったりとか、東京都生涯学習審議会の建議の31ページにありますように、高校の中途退学者の多くがアルバイトであったり何もしていないというようなところを考えると、若年のご夫婦の虐待リスクが高いという点で、予防という意味でキャリア、就労支援、またその支援者の方々へご自身の支援が最終的に虐待予防につながっていることの啓発もし可能であれば、ご検討いただければと思いました。

○**子ども総合センター総合相談係長** ありがとうございます。ひとり親の就労支援については部

署が違って、ひとり親の方たちに今おっしゃったような虐待予防の意識を持っていただくような努力はしていない状況ですので、今伺って、気づかせていただきました。

それから、若者の自立のために、特に高校生年齢で中退したお子さんや、所得のないお子さんについて、少し力を入れて相談をしていくために、今年度から相談員を1名増員し、そうした相談に特化してやっていくようにしております。就労支援についてもこれからかと思っております。

○子ども総合センター総合相談係主査 虐待については大分ルーティーンができてきて、在学のうちは把握できるのです。しかし、義務教育が終わってしまい、誰にも知られず引きこもって生活保護を受けるのを待つというようになってしまうと、それは本当の若者支援ではないので、まさにちょうど子ども家庭支援センターの課題と感じたところです。とはいえ、私たちが何か手だてを持っているわけではないので、新宿ここ・から広場のしごと棟や、東京都教育委員会の支援施策等の情報を一人の者に集約しておいて、その者が支援施策をすべて把握しているという仕組みを今まさにつくっている最中です。

○委員 ほかの区では子どもさんの食事の場や学習の場の提供について結構話題が挙がっているのですが、新宿では余り聞いたことがありません。区の支援としてはとても大変だと思うのですが、これからそういったご予定がありますでしょうか。また、そういった場合にはやはり地域の方の協力がとても必要だと思いますので、そういうことについてのお考えがあれば教えてくださいたいと思います。

○子ども総合センター総合相談係長 学習の場については、先ほどお話しした低学年のための学習支援を3センターで行っていますが、来年度は5センター全てで行うことになっておりまして、なるべく近くの子ども家庭支援センターで受けられるように進めています。

それから、子ども食堂が今すごく話題になっていますが、区が主体で行う予定はなく、民間ではこの間初めて笹筒地区のほうで一回行われました。パンフレット、チラシを配ってくださいというご依頼を受けて、各センターで必要な方へ配布するというご協力をしました。子ども食堂はほかにもやってみたいという声を上げてくださっている方がいらっしゃるのです、区としては場所の提供や、新宿区子ども未来基金という新しい子どものための基金ができましたので、そういう活動に区の支援が得られるような取り組みをしております。

子ども食堂については、区が主催するのではなく、バックアップをしていくという体制をとりたいと思っております。

○副議長 先日、新宿区の高齢者の食事サービスをやっているグループでも子ども食堂についての話があったのです。ただ、アレルギーの問題があるので、素人が簡単に手を挙げられないのが現状なのです。もし、1人専門家をつけてくださるというようなことがあれば、私たちボランティアでもできるのですけれども、高齢者の食事サービスのボランティアグループでは、問題が起きて救急車を呼ぶくらいしかできませんので、その問題が解決すればグループが幾つか立ち上がるということもあるかもしれないですね。

○子ども総合センター総合相談係長 この間の笹筒の子ども食堂では、グループの中にたまたまお医者さんがいらっしゃるというご説明を私は受けました。

○副議長 そういう方がいらっしゃると本当に安心してできるのですよね。

○委員 この間行っていた新宿子ども食堂は、新宿で初めて4月23日に笹筒町で行ったのです

けれども、それは1人のママが発起人となって、小学校や幼稚園、保育園などのネットワークで知り合った人たちが手を挙げてボランティアで行いました。新宿区の場所柄と言いますか、特に保育園のママたちはお医者さんだったり弁護士さんだったり、専門職の方がかなり多いので、そういった方がボランティアで出てくださったという経緯です。皆さんご厚意で完全ボランティアとして手を挙げてくださっていて、私もお手伝いで参加させていただきました。

先ほどの未来基金からの資金援助というお話もあったのですが、子ども食堂で何とか援助をいただけないかという話になったとき、やはりある程度実績がないと資金は出せないというお話になったらしくて、そういうことをしたいという手は結構挙がるのですが、実績が必要だと言われてしまうと、なかなか最初の資金源がないので、夢段階で終わってしまいます。

ほかの団体の方がニコニコ子ども食堂というのを高田馬場のほうで行うようで、資金がどうなっているのか私は存じ上げないのですが、そちらは男性の方が中心で、学習支援を行うということのようです。食事のメニューを聞いたらもう少し栄養士さんの意見などが入ったらよいかなど思ったりもしましたが、学習支援という意味では弁護士をされている議員の方が見ますというお話だったので、いいところ取りができればいいのかなとお話を伺っていました。

そうすると、区が主催でやるのではなくて、資金やコーディネート、やりたい人たちをマッチングするだとか、何かそういう仕組みができれば、新宿でも活発になるのではないかなと思いました。

○委員 NPO関係と連携するということもあるのですか。

○子ども総合センター総合相談係長 就労支援、引きこもりのお子さん、不登校のお子さんについては、NPOはかなり活発に活動しておりまして、子ども総合センターの隣のしごと棟というところで取りまとめをしています。そこの連携は、今後さらに進めていきたいと思えます。

○子ども総合センター総合相談係主査 育児のいろいろなサークルなどを運営されているところは、要保護児童対策地域協議会に入っていて、活動の中で支援できるようにすると、効果的なことはありました。

○委員 お子さんに提供する食べ物なども、NPOの中でしっかり検討してもらって提供できるようなればいいですね。

○子ども総合センター総合相談係主査 先日子ども食堂のチラシをいただいて、近くで通えそうな子には私たちも個別にチラシをお渡ししました。

○委員 新宿子ども食堂に関しては、まず1回目は公共の場でチラシを配る形ではなくて、保健センターなどに依頼して実際に必要と思われる家庭に配っていただく形をとったようです。

○議長 ほかにいかがでしょうか。

○委員 外国人からの相談については、件数ですとか、傾向などは何かあるのでしょうか。

○子ども総合センター総合相談係長 増加しているかどうかは統計をとっていないのでわかりませんが、他区に比べて多いと思います。私たちも通訳の予算をとっておりまして、どうしても困るときには通訳の方に来ていただいて、重要なことを決める際に誤解のないようにするという対策はとっております。

○子ども総合センター総合相談係主査 言葉も通じない中で、一人で子育てをしていらっしゃる方は、それだけでも疲弊されますので、支援に入っているご家庭も多くなっています。例えば、

保育園の申し込みをしたいけれど、どの窓口に行ったらよいかわからないという人には、一緒に行くなどの支援をしています。

○子ども総合センター総合相談係長 低学年の学習支援に来ているお子さんにも、お母さんが外国の方という方は多くて、そうなるとう宿題も見えあげられなかったりするので、こちらで支援することも多いです。

○委員 それは多文化共生の部署でも行っていますよね。それとは別でしょうか。

○子ども総合センター総合相談係長 子どもクラブ新宿といって、外国をルーツとしたお子さんを対象にしていますが、それは4年生からなのです。私どもの低学年の学習支援は3年生までなので、3年生が終わって4年生からそちらのほうにという方もいます。なるべくそういう連携もしていきたいと思っております。

○副議長 予防面では、やはり虐待の連鎖ということもありますので、いろいろな場面で折に触れて、命の大切さを教えていかなければいけないと思います。虐待だけを捉えないで、命の大切さをきちっと子どもさんたちの心の中に落とし込んでいけば、虐待をしてはいけないということがわかっていくのではないのでしょうか。いじめの問題にもつながるかもしれません。そういったことも必要なのかなと、今皆さんのお話を聞きながら感じました。

ですから、私たちの役割というのは地域や家庭といったそれぞれの場面でそういったことをきちっとしていくことが必要なのかなと思いました。

○子ども総合センター総合相談係主査 おっしゃるとおりだと思います。虐待をずっと受けてきた方は、そういった子育てしか知らないの、自分にお子さんができても同じようなかわり方しかできないのですね。私どもは親御さんに説明するときは、同じように説明させていただくのです。まさに連鎖なのです。社会背景もどんどん核家族化して行って、ほかの方とかわらなくなってきたりしている中で、地域の皆さんや関係機関、学校ですとか、そういった、違ったかわり方をする大人をたくさん知っていただくという、まさにネットワークが予防と連鎖をとめる大事な部分だと思います。

○副議長 それはやはり地域で子育て家庭を孤立させないことが大切だと思いますので、地域の力をもう少し伸ばしていかなければいけないのかなと思います。

榎地区では、子ども家庭支援センターの自主運営と、町連が共催で子ども虐待住民会議を毎年1回やっているのです。地域の方たちに呼びかけて来ていただいて、虐待に関するもろもろのお話をしたりビデオを見たりしていただきます。そして、やはり地域の目が必要だとか、あるいは、虐待は通告しなければいけないということを理解していただき、なるべく子育て家庭を孤立させないように皆さんで目をかけていきましょうということを確認するという会議です。そういう会議もまた各地域にできていくといいのかなと思ったりもしております。

○議長 ありがとうございます。

最後に、お二人の立場から、例えば地域団体や学校に対してももう少しこういうふうにやってくればありがたいとか、教育委員会や他部局に対する要望事項などはございますか。

○子ども総合センター総合相談係長 学校とはずっと連携をさせていただいているので、情報共有面では本当に感謝しているところです。ただ、たまに学校との住み分けで困るのは、不登校などは学校が主となり対応するのか、子ども家庭支援センターが主となり対応するのかというあたりです。お子さんだけの問題で不登校になっている場合は学校なのかとか、家庭の問題が

原因だったら子ども家庭支援センターになるのかというあたりで、一応住み分けを考えてはいるのです。

社会教育の面は、私たちのほうが勉強不足なので、社会教育委員の皆さんの活動をもう少し私たちのほうでも知ることができればと感じます。

家庭教育や社会教育の支援は、重なる部分があると思います。例えば私たちの「ノーバディーズ・パーフェクト」や、「ペアレントトレーニング」などは、支援なのか教育なのかどちらかに分けられないようなものなので、本当にもっとお互いに知り合っていく必要があると感じました。

○議長 どうもありがとうございました。皆さん拍手を。

4 事務局から事務連絡

5 閉会のあいさつ

○副議長 本日は皆さん、ありがとうございました。

芽吹きから新緑になり、今は深い緑になってきました。会場に来る途中で目にした中央公園のバラがすごくきれいに満開でございました。本当に素晴らしいなと思って眺めさせていただきました。

ところで、静岡では「根葉摘まなければ、びくにいっぱいにならない」という言葉があります。お茶摘みでは、お茶の木の上の方が摘みやすいわけですが、下のほうの新芽も摘まないとびくにいっぱいになりません。せっかく出た新芽を一葉、一葉大切に残さないで摘みなさいよという意味だと思うのです。物を大切にすると、おじいちゃん、おばあちゃんが子どもたちに聞かせた言葉ですね。

昔は、学校で必要な習字の道具や家庭科の道具を、兄弟持ち回りで使ったようです。そういうところから、物を大切にするとか、兄弟仲よくするということにつながっていたのかなと感じます。

今のお子さんはひとりっ子も多いですし、兄弟でもそれぞれ1つずつ物を与えられているのかなとも思いますが、そういう中でも子どもたちに日ごろから優しさや物の大切さ、思いやりといったものを地域の中で育てていきたいなと感じております。

本日は本当にありがとうございました。